

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について (5年水張りルールの見直しについてのお知らせ)

福知山市地域農業再生協議会

国の方針ではこれまで、過去5年間に一度も水張りが行われていない農地については、令和9年度以降、原則として交付対象外になるとしていました。

「5年間に一度の水張り」とは？

5年間に一度の水張りは、水稻を作付けすることを基本としていますが、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったものとみなします。

- ・1か月以上のたん水管理の実施
- ・連作障害による収量低下が発生していないこと

その後

令和7年1月31日に、5年水張りルールの見直しが発表されました。
見直し内容は以下のとおりです。

① 令和9年度以降は「5年水張りの要件」は求めない。

② 水田活用の直接支払交付金の令和7、8年の対応としては、以下のいずれかに該当する場合、水稻の作付が行われたものとみなす。

(1) 1か月以上のたん水管理(裏面参照)

(2) 連作障害回避の取組(※)

(※) 連作障害を回避する取組

土壌改良資材、有機物(堆肥、もみ殻等)の施用、土壌に係る薬剤の散布、後作緑肥の作付け、病害虫抵抗性品種の作付等その他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組

□ 連作障害を回避する取組を行う場合、当該取組を実施したことの根拠資料として、作業日誌や資材購入伝票等を保管し、地域農業再生協議会の求めに応じて提出できるようにしてください。

福知山市地域農業再生協議会事務局(福知山市産業部農業振興課内)

TEL 0773-24-7044 FAX 0773-23-6537

E-mail noushin@city.fukuchiyama.lg.jp

(1)たん水管理を一カ月以上実施する場合

1ヶ月以上のたん水管理を行う必要があります！

・実施・確認の流れ

① 「たん水管理実施計画書」の提出(実施の5日前まで)



② 当該期間中に対象農地でのたん水管理(水張り)の実施



③ 協議会による現地確認(立ち合い不要)による水張りの確認(開始時・終了時)



④ 「たん水管理記録簿」の提出(たん水管理終了後)

提出書類

- ・(様式第1号)たん水管理実施計画書 ※実施の5日前までに提出
- ・(様式第2号)たん水管理記録簿 ※たん水管理終了後に提出

市役所農業振興課窓口またはホームページからダウンロードできます。
ホームページURL: /soshiki/27/74617.html



【福知山市HP】